

津和野高等学校いじめ防止基本方針

- 1 はじめに
- 2 いじめ防止等に対する基本的な考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめに対する基本的な考え方
 - (3) いじめの構造、要因、態様
 - ①いじめの構造
 - ②いじめの要因
 - ③いじめの態様
- 3 いじめ防止等の対策のための組織の設置
- 4 いじめ防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止
 - ①いじめの防止に対する環境づくり
 - ②いじめの防止のための取り組み
 - ③特に配慮が必要な生徒への対応
 - (2) 早期発見
 - (3) いじめに対する処置
 - ①いじめに対する組織的な対応及び指導
 - ②いじめの発見・通報を受けたときの対応の留意点
 - ③被害生徒とその保護者への支援・対応
 - ④加害生徒とその保護者への指導・対応
 - ⑤周囲の生徒（傍観者）への指導
 - ⑥ネット上のいじめへの対応
 - ⑦いじめ解消の定義
 - (4) その他の留意点
 - ①組織的な体制の整備
 - ②校内研修の充実
 - ③学校相互の間の連携体制の整備
 - ④地域や家庭との連携及び保護者への支援
 - ⑤学校評価・教職員評価
- 5 重大事態への対応
 - (1) 重大事態の報告
 - (2) 重大事態の定義
 - (3) 重大事態への対応
 - ①重大事態の調査組織の設置
 - ②事実関係を明確にするための調査の実施

◆学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校では対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。特に本校で平成22年度より全国から生徒を募集するなどして、広く本校教育の魅力を示している中で地域が拡大すればするほど生徒個々の生活環境等の違いにより、問題が生ずることが予想される。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめ防止等に対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒等の立場に立つて行うことが必要である。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を示す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（2）いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- 「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」との認識

(3) いじめの構造、要因、態様

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用が働いたり、促進作用が働いたりする。

② いじめの要因

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり落とそうとする。）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする。）
- ・愉快犯（遊び感覚でおもしろさを味わう。）
- ・同調性（強いものに同調する。数の多い方に入りたい。）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい。）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発・報復したい。）
- ・欲求不満（イライラをはらしたい。）

③ いじめの態様

（犯罪行為として取り扱われる場合）

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し・・・・・・・・・・脅迫、名誉棄損、屈辱
（情報通信機器等を利用したものも含む）
- ・仲間外れ、集団による無視　　＊刑罰法規には抵触しないが毅然とした対応が必要。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。・・暴行
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。・・・・・・暴行、傷害
- ・金品をたかられる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・恐喝

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策委員会を以下の構成員で運営する。

構成員	校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権同和教育主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター（※スクールカウンセラー） （※学校評議員）（※当該生徒の担任・部活動顧問） ※状況、場面により参加
運 営	定期的開催（生徒部会やスクールカウンセラー来校時など）
内 容	①いじめ防止対策の全体計画の検討・実施・点検 ②いじめ早期発見のための情報交換 ③情報の整理（いじめの態様、関係者、被害者、周囲の生徒の特徴） ④ケースの検討 ⑤記録の集積

4 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

①いじめの防止に対する環境づくり

生徒は、周りの環境によって影響を受ける。生徒たちにとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

【具体的取組】

○生徒たちの信頼を得る

教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなって信頼されることが求められる。

○教職員の協力体制を築く

温かい学級経営、教育活動を展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちに向き合う時間を確保し、心の通う学校づくりを推進することが必要である。

○生徒の自尊感情を高める

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の温かい声掛けが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることができる。

②いじめ防止のための取り組み

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

【具体的取組】

○人権教育の推進

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを、教育活動全体を通じて繰り返し伝えて理解させることが大切である。生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権意識の高揚を図る必要がある。保健だよりやホームルーム活動による啓発も効果的である。

○道德教育の推進

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、いじめをしない、許さないという正義と公正さを重んじる心を育てることが大切になる。人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑制につながると考えられる。

○保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、広報活動を積極的に行う。また、生徒が奉仕活動やボランティア活動へ参加することも豊かな心を育む一助となる。

③特に配慮が必要な生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

【具体的取組】

- 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の特別支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を深めるとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 自然災害等で被災し、避難している被災生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処への前提である。いじめは、教職員やおとなが気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知して、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、教職員の間で積極的認知に努め、情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

【具体的取組】

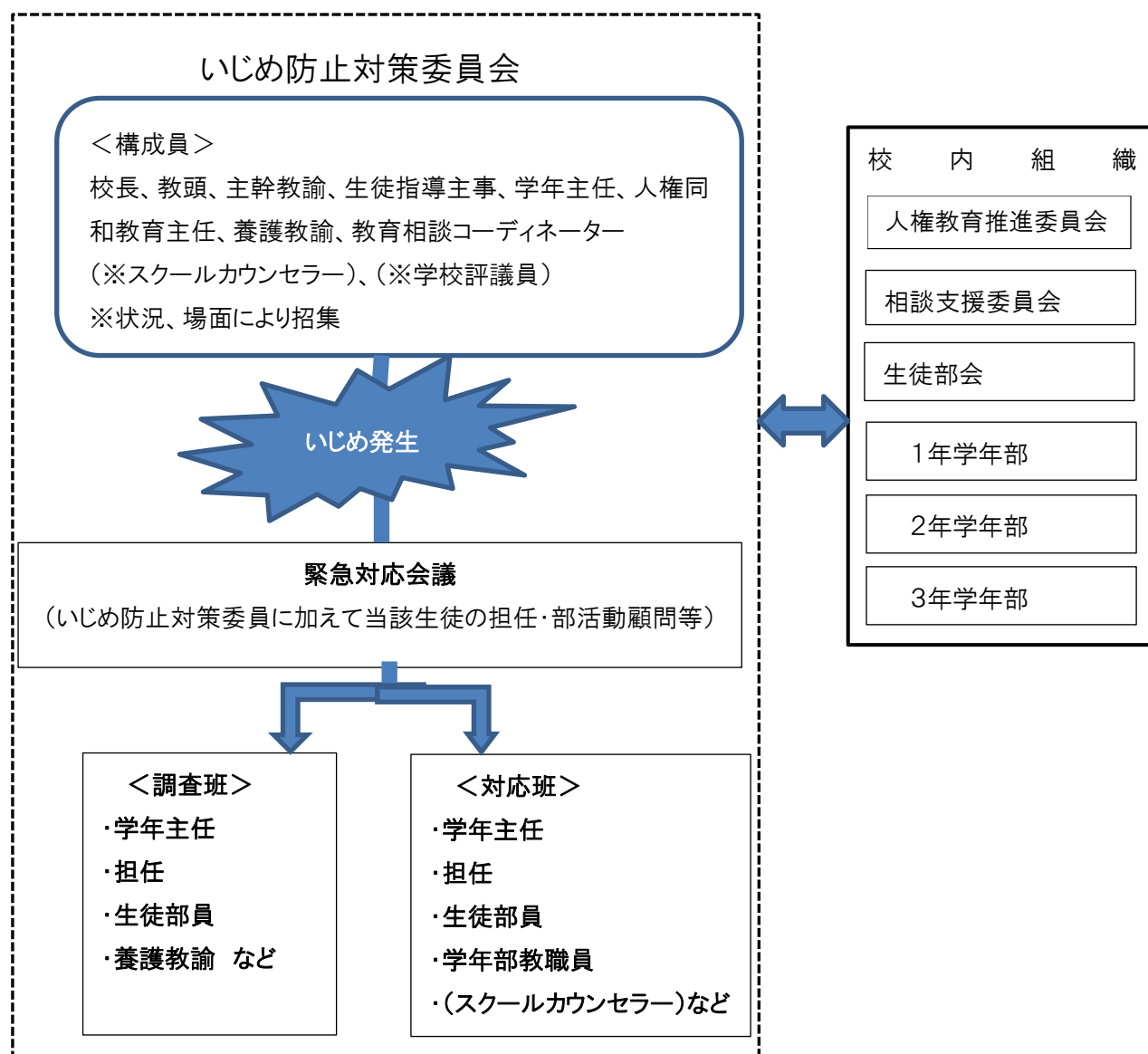
- 学校生活全般を通じていじめを敏感に感じる感性を磨く。

- 日常生活の中での声掛け等、生徒が日頃から気楽に相談できる環境をつくる。
- 教室に日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする一方で、スクールカウンセラーやサポート会議を活用して定期的な教育相談の機会を設けるなど教育相談体制を整備する。
- 中学校時代の人間関係やグループ形成の状況、入学後のグループ形成の状況など、生徒部、学年部、担任、部活動顧問等でグループ内の人間関係の把握に努める。
- 生徒意識調査（いじめアンケート）を発見の手立てとして活用し、気になる生徒には、意識調査等を通じて文書に書かせたり、迅速に教育相談や家庭訪問等を実施するなど、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にして信頼関係を構築する。なお、生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘すると、保護者は自分自身のしつけや子育てを否定されたと感じることがある。日頃から保護者の気持ちを十分理解して接するように心がける。

（３）いじめに対する処置

① いじめに対する組織的な対応及び指導

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的取り組みを行う必要がある。いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う必要がある。



② いじめの発見・通報を受けたときの対応の留意点

○事実の究明について・・・状況、きっかけをじっくり聴き、事実に基づく指導を行なえるようにする。

○聴取は、「被害者→周囲にいる者(冷静に状況を捉えている者)→加害者」の順で行う。

聴取の際に特に配慮すること。

- 人目につかないように場所や時間帯を考慮する。
- 生徒が安心して話せるよう、その生徒にとって話しやすい教員や場所に配慮する。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 関係者からの証言に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教員が保護者に直接説明をする。

③ 被害生徒とその保護者への支援・対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【具体的支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さない姿勢と、今後の指導法について伝える。
- 自己肯定感の喪失がないよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- 学校は安易に解決したと判断せず、継続して見守ることを伝えいつでも相談できる環境を整える。
- 面談等で不安や悩みの理解、解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動、部活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

【被害者生徒の保護者への対応】

- 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経路をこまめに伝えとともに、保護者から生徒の様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全貌がわかるまで、加害生徒の保護者への連絡を控えることを依頼する。
- 対応を安易に打ち切らず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

④ 加害生徒とその保護者への指導・対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為を毅然と指導する。
- 自分の行動を振り返らせ、これからの行動の仕方を内省させる。

【具体的指導】

- 被害生徒の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情や、グループが居たならその状況等を振り返らせ、今後の行動の仕方を考えさせる。
- 不平不満等、本人が満たされない気持ちをじっくり聴く。
- 面談等を通して、時間をかけて成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、プラスの行動に向かわせ、良い点を認めていく。

【加害者の保護者への対応】

- 事情聴取後、家庭訪問し事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の状況も伝え、被害者の心情やいじめの深刻さを認識してもらう。

⑤ 周囲の生徒（傍観者）への指導

【基本的姿勢】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題は、教職員と生徒がともに本気で取り組んでいく姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものでないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。

【具体的指導】

- いじめの関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害生徒は周囲の人や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどを振り返らせる。
- いじめが解決したと思われる場面でも、継続して指導を行っていく。

⑥ ネット上のいじめへの対応

- 必要に応じて法務局や警察等と適切な連携を図る。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話やスマートフォン等のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット・携帯電話の事業者にも協力を求める。
- 情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

⑦ いじめ解消の定義

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の二つを満たしている状態を言う。
 - ・ いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。
 - ・ 被害生徒がいじめ行為による心身の苦痛を感じていないことが、本人およびその保

護者に面談等を通じて確認できること。

ただし、これらが満たされていても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

(4) その他の留意点

① 組織的な体制の整備

いじめへの対応にあたって学校は、いじめ防止等の対策のための組織を中心として、特定の教職員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもとで情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

② 校内研修の充実

すべての教職員がいじめの防止等についての共通理解を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等について校内研修を行う。

③ 学校相互の間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校相互の間で情報を共有し、いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行った生徒とその保護者に適切な支援や指導、助言ができるよう連携・協力を行う。

④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校は、学校いじめ防止基本方針について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、PTAや地域のスポーツ及び青少年育成の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域や家庭と連携した対策を推進する。

⑤ 学校評価・教職員評価

学校は、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価できるように努める。学校評価においては、その目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠すことなく、その実態を把握し、改善につながるよう取り組む。

教職員評価においても管理職は、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教職員の日頃からの生徒理解、いじめの未然防止や早期発見の取り組み、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価することができるよう、実施要項を策定し、評価記録書を作成する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに学校の設置者に報告する。学校の設置者及び学校は、次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、法第28条第1項に規定する「重大事態」としてすみやかに対処する。なお、事実関係が明確にされてない段階であっても、その疑いがある場合は「重大事態」として対処する必要がある。

(2) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 生徒が自死を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発病した場合 など
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

(3) 重大事態への対応

学校が重大事態と判断した場合、また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、県教育委員会にすみやかに報告するとともに、対応を相談する。また、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

① 重大事態の調査組織の設置

いじめ防止対策委員会を母体とした調査組織を設置する。組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのような対応をしたかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、生徒から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

調査の結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。いじめを受けた生徒、保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒、保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

＝参考資料＝

■いじめの実態

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、捨てたりされる。
- ・恥ずかしいこと、危険な事をされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌な事をされる。

■いじめられている子供の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない。親に心配をかけたくない。告げ口すると、さらにいじめられるのではないかと不安な気持ちから、事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり明るく振る舞うことがある。
- ・自分に責任があるからと、自分を責め自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消を、ほかの子どもに向けることがある・

■いじめている子供の気持ち

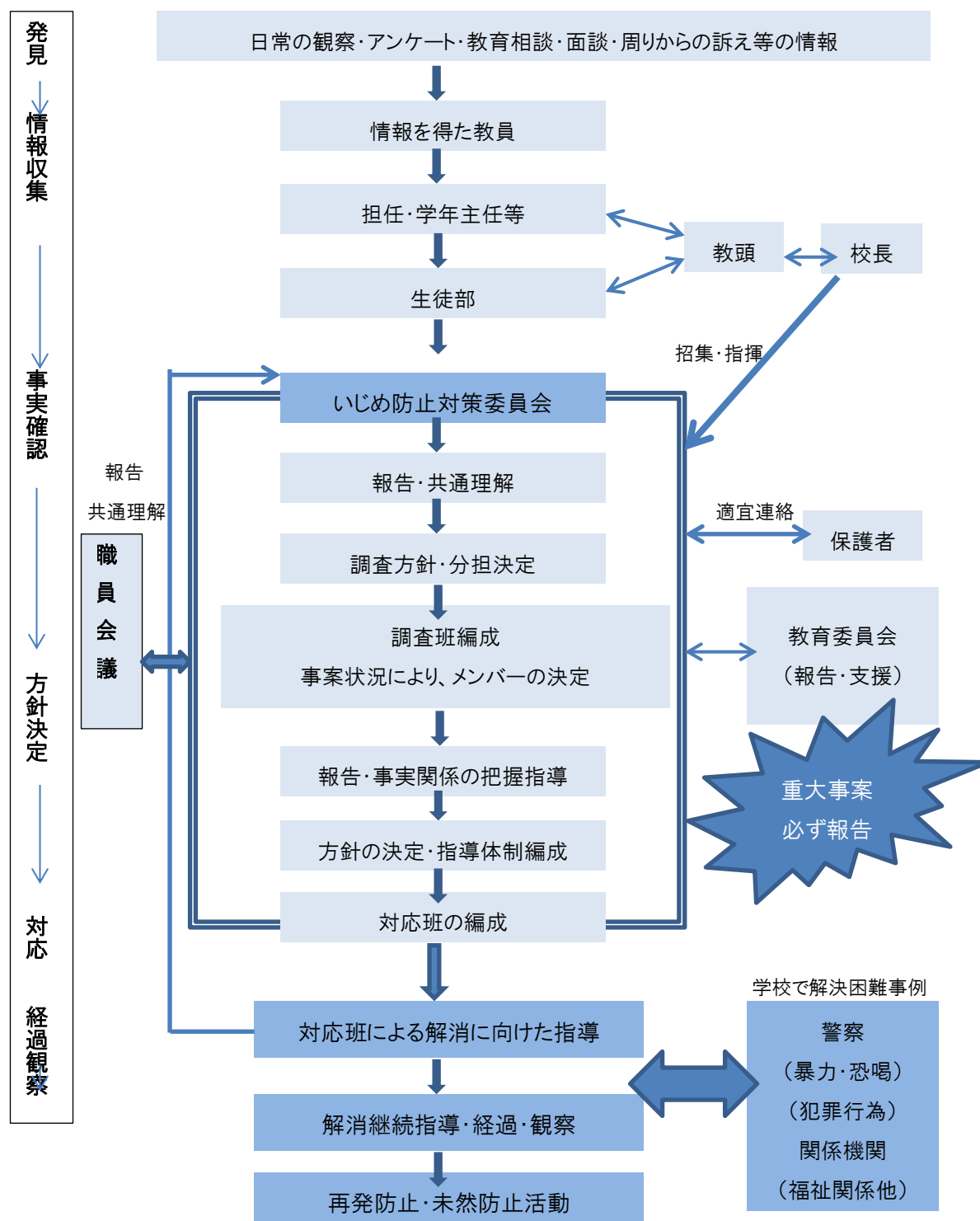
- ・いじめの深刻さを持たず、からかいやいたずらの遊び感覚で行っている。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることもある。
- ・いじめられている側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。

■いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段でいじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、個性を柔軟に受け入れることができないことにより発生することがある。

～フローチャート～

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組むことが大切である。



◆いじめ防止体制（重大事態発生時）

事案の発生・発見

★見つけ方

- ・被害生徒からの訴え
- ・他生徒からの情報
- ・アンケートから
- ・保護者からの訴え
- ・現場発見

